

パブリック・コメント制度による

「第二次富士市自殺対策計画（案）」

に対する意見募集について

●意見募集期間 令和5年10月13日（金）から令和5年11月14日（火）

●意見の提出方法

直接の場合 富士市フィランセ西館1階 健康政策課へ

郵送の場合 〒416-8558

富士市本市場432-1

富士市フィランセ西館

富士市保健部健康政策課あて

FAXの場合 0545-64-7172

Eメールの場合 ho-kenkou@div.city.fuji.shizuoka.jp

市ウェブサイト [パブリック・コメントコーナー](#)から
専用フォームへ

●意見の記載方法 様式は問いませんが、案件名「第二次富士市自殺対策計画（案）」、意見、住所、氏名、電話番号を明記してください。

令和5年10月

富士市 保健部 健康政策課

第二次富士市自殺対策計画（案）について〔概要〕

1 計画策定の背景と目的

我が国の年間自殺者数は、平成3年頃から徐々に増加し、平成10年には初めて3万人を超えました。これを受け国は、平成18年に「自殺対策基本法（以下「基本法」という。）」を施行し、翌年には、自殺対策を強力に推進する指針として「自殺総合対策大綱（以下「大綱」という。）」を閣議決定しました。これにより、自殺対策は国を挙げて総合的に推進されるようになりました。

その結果、平成23年まで14年連続して3万人を超えていた年間自殺者数は、平成24年には2万人台に減少し、それ以降も減少傾向は続きました。

しかしながら、令和2年には、新型コロナウイルス感染症の拡大をはじめとする様々な社会問題が悪化したことにより、年間自殺者数は、11年ぶりに前年を上回る事態となりました。その中でも、特に女性や小中高生の自殺者数が著しく増加しました。さらに、令和4年には、男性の自殺者数も13年ぶりに増加に転じ、小中高生の自殺者数も過去最多となりました。

このような状況から、依然として、我が国の自殺者数は毎年2万人を超える水準で推移し、人口10万人あたりの自殺死亡率は主要先進7か国中最も高いという憂慮すべき状況は続いています。

本市においては、平成13年に健康増進計画「健康ふじ21計画」を策定し、「こころの健康づくり」に関する取組を本格化させました。

平成19年には、全国に先駆け、静岡県精神保健福祉センター、富士市医師会、富士市薬剤師会、富士労働基準監督署等と連携し、「富士モデル事業」として『睡眠キャンペーン』と『紹介システム』を推進しました。さらに、平成21年度には、庁内組織である富士市自殺対策庁内連絡会を設置し、市を挙げて自殺対策を総合的に推進してきました。

また、自治体に対し自殺対策計画の策定が義務付けられたことにより、平成31年3月には、「富士市自殺対策計画（以下「前計画」という。）」を策定し、関係機関との連携協力体制の強化を図ることなどにより、市民の命を支え守るための取組を進めてきました。

本計画は、令和4年に閣議決定された新たな大綱を踏まえ、前計画の基本的な考え方や取組を継承しつつ、これに新たな取組を加え、本市の「生きるを支える」施策や事業を総動員するための計画として策定します。

「誰もが認め支え合う 居心地のいいまち 富士市」の実現に向けて、本市の自殺対策が更に大きく前進するよう努めていきます。

2 計画の位置づけ

- 自殺対策基本法第13条の2（都道府県自殺対策計画等）に基づき策定
- 富士市総合計画を上位計画とし、富士市における自殺対策施策の基本となる

3 計画期間

- 令和6年度（2024年度）を初年度とし、令和10年度（2028年度）を目標年度とする5ヵ年計画

4 計画策定体制と経過

令和4年度	7月 「富士市こころの健康と自殺対策に関する市民意識調査」の実施 <ul style="list-style-type: none">・調査対象：15～89歳の市民2,000人・調査方法：無作為抽出による郵送配布、郵送回収・調査期間：7月4日～7月25日・有効回収：984人（有効回収率：49.2%） 10月 新たな自殺総合対策大綱が閣議決定（5年に1度見直し） 1月 行政組織である「富士市自殺対策庁内連絡会」及びその下部組織である「富士市自殺対策ワーキンググループ会議」にて策定方針の検討
-------	--

令和4年度	2月	関係機関、団体等で構成する「富士市自殺対策推進協議会（審議会）」にて策定方針の決定
5年度	6月	「富士市自殺対策庁内連絡会」及び「富士市自殺対策ワーキンググループ会議」にて策定（案）及び計画目標値について協議
	7月	「富士市自殺対策推進協議会（審議会）」にて、計画案及び計画目標値について諮問し承認

5 計画の基本的な考え方

■ 国の大綱及び地域の実情等を勘案して計画を策定

市町村が策定する自殺対策計画は、自殺対策基本法の第13条において、国の自殺総合対策大綱及び地域の実情等を勘案して、地域自殺対策計画を定めるものとする規定されています。

■ 前計画の基本理念、基本方針、施策体系を継承

コロナ過や物価高等、自殺を取り巻く状況が悪化した中でも、自殺死亡率は緩やかに減少したことから、これまでの取組には一定の効果があったと評価します。

（平成24年～平成28年5年間平均：19.8 → 平成30年～令和4年5年間平均 19.1）

よって、国の大綱と同様に、前計画の基本理念、基本方針、基本計画を継承しつつ、本市の実情に即した新たな取組を加えることで、「生きることに対する阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らす取組と「生きることへの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で、生きることへの包括的な支援として自殺対策を推進していきます。

6 基本理念

誰もが認めあい支えあう 居心地のいいまち 富士市

人の「命」は何ものにも代えがたく尊いものであり、誰もが自分らしい人生を謳歌する権利を持っています。

自殺は、その多くが、自らその権利を放棄し命を絶たざるを得ない状況に追い込まれた末の死です。自殺対策の本質は、いのちを支え合い生きることの支援にあるということを改めて確認するため、本市では「誰もが認め支えあう 居心地のいいまち 富士市」という計画の基本理念を前面に打ち出し、市民1人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、生きる喜びを実感できるように、共に支えあい、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指していきます。

7 基本方針

■ 市民一人ひとりの気づきと互いに認め支えあう意識の醸成を図ります

- ・自殺について市民の共通認識を醸成します。
- ・人権に配慮した地域づくりを推進します。

■ ライフステージに合わせた生きることの包括的な支援により市民生活を支えます

- ・ライフステージに沿った包括的な支援を推進します。
- ・SDGsの目標達成のための取組としての位置づけを行います。

■ 生きる支援に係る人材の養成とサポート体制を強化し総合的に取組みます

- ・広い視点を持つ人材を養成します。
- ・関係機関のネットワークとサポート体制を強化します。

基本理念

誰もが認めあい支えあう 居心地のいいまち 富士市

3つの基本方針

- 1 市民一人ひとりの気づきと互いに認め支えあう意識の醸成を図ります
- 2 ライフステージに合わせた生きることの包括的な支援により市民生活を支えます
- 3 生きる支援に係る人材の養成とサポート体制を強化し総合的に取組みます

5つの重点施策

- 1 若年者働き盛り世代の自殺対策の強化
- 2 高齢者の自殺対策の推進
- 3 生活困窮者への支援の充実
- 4 普及啓発活動の推進
- 5 支援ネットワークの強化

- ・SOSの出し方に関する教育の推進
- ・ニートやひきこもり等の若者支援
- ・産後うつを含む母子支援対策の推進
- ・事業所へのこころの健康づくり支援
- ・高齢者対象のこころの健康づくり啓発
- ・総合相談の充実
- ・高齢者を支える人材への教育
- ・生活支援体制整備の推進
- ・利用者に寄り添った相談支援の実施
- ・社会資源を活用した支援ネットワークの構築
- ・利用者の社会的自立のための就労支援強化
- ・多重債務問題連絡会の開催
- ・悩み事相談窓口の周知
- ・新たな睡眠キャンペーンによる普及啓発の推進
- ・紹介システムの周知の更なる強化
- ・自殺予防週間・自殺対策強化月間を中心とした普及啓発活動
- ・多分野合同研修会の開催
- ・自殺未遂者支援体制の構築
- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

6つの「生きるを支える」施策

- 1 こころの健康づくりに関する教育・支援の充実
- 2 誰もがより良く生きる認め合う啓発支援の推進
- 3 「生きるを支える」相談支援体制の充実
- 4 「生きるを支える」人材の養成
- 5 「生きるを支える」サポート体制の構築
- 6 自殺未遂者の再企図防止と自死遺族支援